

## 埼玉県民間事業者暑さ対策設備等省エネ補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 県は、事業活動における地球温暖化対策を促進するため、民間事業者が行う暑さ対策設備等の導入に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 民間事業者：埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあつては、埼玉県中小企業振興基本条例（平成14年12月24日条例98号）第2条の規定に基づく中小企業者。）に限る。
  - 二 暑さ対策設備等：事業活動に伴う現在のCO<sub>2</sub>排出量を削減するため、空調機の負荷を軽減する遮熱・断熱対策整備事業
  - 三 リース事業者：リース契約に基づき、暑さ対策設備等の貸付又は販売を行う者
  - 四 リース契約：暑さ対策設備等の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約
  - 五 E S C O事業：Energy Service Companyの略称で、事業所の省エネルギー化（CO<sub>2</sub>排出量の削減に資するものに限る。）に要する設備改修費用等を光熱水費の削減分で賄う事業
  - 六 E S C O事業者：前号に定めるE S C O事業による効果の達成を保証する契約（以下「パフォーマンス契約」という。）を次条に定める民間事業者と締結する事業者とする。

### (補助対象者)

- 第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす民間事業者とする。
- 一 埼玉県内に所在する次条に規定する事業所において、一年以上継続して事業を営んでいる、第5条に掲げる事業を行う者。
  - 二 法人県民税、法人事業税（個人事業主の場合は個人県民税及び個人事業税）、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していないこと。
  - 三 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- 2 契約により共同して本事業を実施するリース事業者又はE S C O事業者と前項の事業者との共同事業者のうち、次に掲げる要件に該当するものも補助対象事業者とする。

- 一 当該補助対象事業の着手の日までに共同事業における、リース契約又はパフォーマンス契約が締結されていること。
  - 二 前号に定める契約におけるリース料又はサービス料について補助金額に相当する金額が減額されていること。なお、当該契約は補助対象経費の増減に伴い見直すものとする。
  - 三 この要綱に定める条件の履行の責務を共同して負うこと。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、補助金の交付の対象としない。
- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
  - 二 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
  - 三 暴力団関係者（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）
  - 四 法人にあっては、代表者又は役員のうち前2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者に該当する者があるもの

（補助対象外事業所）

- 第4条 補助対象者が営む事業所のうち、次の各号に掲げるものは対象外とする。
- 一 性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この条において「法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）
  - 二 接客業務受託営業（法第2条第11項に規定する接客業務受託営業をいう。）

（補助対象事業）

- 第5条 補助対象事業は、前条に規定する補助対象事業所において次の各号に掲げる暑さ対策設備等の整備事業とし、かつ、次条に規定する補助対象経費が30万円以上の事業とする。ただし、次項各号に定める整備事業は対象外とする。
- 一 窓（内窓、後付けサッシ）及びガラスに対する遮熱及び断熱対策
  - 二 屋根、屋上及び外壁に対する遮熱及び断熱対策
  - 三 E S C O事業に基づき実施する遮熱及び断熱対策
  - 四 その他対策で遮熱及び断熱対策となると知事が認めたもの
- 2 補助対象外事業は、次に掲げるものとする。
- 一 屋根等に設置する太陽光発電設備
  - 二 建築、施工等必要な資格を有しないものが行う整備事業
  - 三 その他知事が不相当と認めるもの

（補助対象経費）

- 第6条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの

で、当該事業を行うために明らかに必要と認められる経費とする。

- 一 設備費
  - 二 工事費（工事に要する費用をいう。）
- 2 補助対象経費のうち、次に掲げるものは補助対象外とする。
- 一 過剰であるとみなされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外においても使用することを目的としたものに要する経費
  - 二 中古設備の導入に係る経費
  - 三 土地の取得及び賃借（一時的であって補助対象設備工事の請負業者が施工上直接必要な賃借は除く）に係る経費
  - 四 居住用途に係る暑さ対策設備等の整備に係る経費
- 3 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分（施工を含む。）がある場合は、補助金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を補助対象経費とするものとする。
- 4 対象経費の算定の根拠となる資料を提出するものとする。

（補助金の額）

第7条 補助対象者に交付できる補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と300万円のうち、いずれか低い額とする。ただし、国等の補助金と併用する場合は補助対象経費から国の補助金等の収入額を控除した額に4分の1を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）と300万円のうち、いずれか低い額とする。

（補助金の交付の申請）

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書を知事に提出するものとする。
- 2 前項の補助金交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
  - 3 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、埼玉県民間事業者向けCO<sub>2</sub>排出削減設備導入補助金と同時申請する場合は、第七号から第十一号までは省略できるものとする。
    - 一 事業計画書（様式第2号）
    - 二 見積書（写し）（原則2者以上）（発行後3ヶ月以内のもの）
    - 三 導入設備等のカタログ等
    - 四 現況の写真
    - 五 図面（施工前後の平面図・立面図、暑さ対策設備等整備箇所の面積算定図等）
    - 六 資格又は許可証の写し
    - 七 登記事項証明書（等）（原本）（発行後3ヶ月以内のもの）（民間事業者及びESCO事業者）

- 八 納税証明書（滞納がないことの証明を受けてください）（原本）（発行後3ヶ月以内のもの）（民間事業者及びE S C O事業者）
  - 九 決算報告書（写し）（直近1年分）（民間事業者及びE S C O事業者）
  - 十 賃貸借契約書（写し）（対象事業所の所有者でない場合）
  - 十一 リース契約書案及び料金計算書案（リース契約の場合）
  - 十二 パフォーマンス契約に関する契約書案（押印は不要）及び料金計算書案（E S C O事業の場合）
  - 十三 その他知事が必要と認めるもの
- 4 E S C O事業による場合は、民間事業者とE S C O事業者の連名による申請とする。

（補助金の交付決定）

- 第9条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書等を受理したときは、当該申請書等を審査し、かつ、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべき者と認めたときは、補助金の額を決定するものとする。
- 2 前項に規定する審査にあたっては、別に設ける審査委員会の意見に基づいて行う。
- 3 前項の審査委員会の構成、運営に関する事項及び交付決定に関する基準は別に定める。
- 4 規則第7条の規定に基づき、補助金の交付をするときは交付決定通知書（様式第3号）により、不交付のときは不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助事業実施に関する条件）

- 第10条 前条第1項の規定による補助金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。
- 一 規則第7条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」）の中から県が指定する補助事業者は、県の指示に従って効果検証を行うこと。
  - 二 補助事業者は、補助事業に関する効果測定その他について知事が必要とする範囲において、県による現地確認、報告、資料提供その他に協力しなければならない。
  - 三 補助事業者は、第8条第1項第1号の補助金交付申請書における補助事業実施の効果の達成を約束しなければならない。

（契約等）

- 第11条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不相当である場合はこの限りでない。

(事業の開始)

第12条 補助事業者は、第9条第1項の規定による交付決定通知を受領した日以後、速やかに当該事業に着手しなければならない。

(補助事業の変更等)

第13条 補助事業者が、規則第6条の規定に基づいて知事の付した条件に従い、知事の承認を得ようとする場合は、様式第5号の変更(中止・廃止)承認申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 変更(中止・廃止)事業計画書(様式第6号)

二 その他知事が必要と認めるもの

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 補助対象経費の増減が20%以内かつ第7条に定める補助金額の増額を伴わないもの

二 変更内容が交付目的に反せず、かつ大幅な変更でないもの

三 申請時の遮熱・断熱効果予測の大幅な変更を伴わないもの

(変更等の承認)

第14条 知事は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第7号により、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況報告)

第15条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について、補助事業遂行状況報告書(様式第8号)に、次の各号に掲げる書類を添えて報告を求めることができる。

一 実施状況報告書(様式第9号)

二 その他知事が必要と認めるもの

(報告書の様式等)

第16条 規則第13条の報告書(以下「実績報告書」という。)の様式は、様式第10号のとおりとする。

2 実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業実績書(様式第11号)

二 決算証拠書類(施工業者への支払いが確認できるもの)

三 工事請負契約書又は工事注文請書(写し)

四 補助事業の実施状況を示す写真

五 パフォーマンス契約に関する契約書及び料金計算書(写し)(ESCO事

業の場合)

六 その他知事が必要と認めるもの

3 実績報告書の提出時期は、補助年度内の別に定める日までとする。

(補助金交付額の確定)

第17条 知事は、前条の報告書の提出を受けた場合において、当該報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、様式第12号により補助事業者へ通知するものとする。

2 補助金の確定額は、第9条に基づく交付決定額と実績報告書における補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額(1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)のうち、いずれか低い額とする。

(補助金の請求等)

第18条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、前条第1項の通知を受領した後に、補助金交付請求書(様式第13号)により補助金の支払い請求を行うものとする。

2 知事は、前項の補助金交付請求書を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認めたものについて補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第19条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付を取り消すことができる。

一 補助事業者が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき

二 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき

三 その他この要綱の規定及び補助金交付の条件に違反する行為があったとき

(補助金の返還)

第20条 知事は、次の各号のいずれかに該当した場合は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

一 前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているとき

二 第16条に基づき確定した交付額を上回る補助金が、既に交付されているとき

2 補助事業完了後に補助事業者が第10条に定める条件に違反する場合には、知事は期限を定めて、その返還を命ずることができるものとする。

(加算金及び延滞金)

第21条 補助事業者は、第19条第1項の規定に基づく取消により、補助金の

返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、当該納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金に充てられたものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。
- 5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部または一部を免除することができる。
- 6 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した申請書に当該補助金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

#### （補助金の経理等）

- 第22条 補助事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、補助金にかかる経理についてその収支を明確にした証拠書類を整備しておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿その他の書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### （財産処分の制限）

- 第23条 規則第19条第2号に規定するその他知事の定めるもの（処分制限財産）は、補助事業により取得した設備とする。
- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間（財産処分制限期間）は、法定耐用年数とする。ただし、法定耐用年数が定められていない場合は、耐久年数等を製造メーカー等が示した年数とする。
  - 3 補助事業者は、規則第19条の規定に基づき、補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、様式第14号により知事に承認の申請をしなければならない。
  - 4 補助事業者は、補助金交付に係る書類を財産処分制限期間中保存しなければならない。

ならない。

(事業効果の検証)

第24条 補助事業者は、知事が補助事業実施の事業効果を検証するときは、報告徴収、立入検査その他に協力しなければならない。

2 補助事業者は、事業効果の検証に必要となる補助事業実施前の基準となる書類及び事業実施後の証拠書類等を、別に定める期間保管しなければならない。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。